

令和 7 年度 大野市雪害対策計画書



天空の城「越前大野城」

令和 7 年 1 1 月
福井県大野市

目 次

1	目的・除排雪計画の基本	1
2	除排雪作業の役割分担	2
3	雪害対策計画（福井河川国道事務所）	3
4	道路雪対策基本計画（奥越土木事務所）	1 2
5	道路除雪基本計画（市建設整備課）	1 9
6	交通対策【道路交通対策】（大野警察署）	2 6
7	〃 【鉄道の運行確保】（ＪＲ越前大野駅）	2 7
8	消防対策（大野市消防本部）	2 8
9	清掃対策（市環境・水循環課）	2 9
1 0	地下水対策（市環境・水循環課）	3 0
1 1	雪下ろし対策（市防災防犯課、健康長寿課、地域文化課）	3 0
1 2	要配慮者対策（市防災防犯課）	3 2
1 3	孤立集落対策（市防災防犯課）	3 2
1 4	なだれ対策（市防災防犯課）	3 3
1 5	震災対策（市防災防犯課）	3 3
1 6	文教対策（市教育委員会）	3 4
1 7	電力対策（北陸電力送配電㈱奥越配電センター）	3 5
1 8	電気通信対策（ＮＴＴ西日本㈱福井支店）	3 6
1 9	情報収集対策（市防災防犯課）	3 6
2 0	雪害対策に関する庁内体制の確立（市防災防犯課）	3 7
2 1	住民に対する要請事項（各機関）	3 8

目 的

この計画は、雪害に関する具体的かつ計画的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、市民生活の安定と産業の振興に寄与することを目的とする。

除排雪計画の基本

道路交通と建築物の安全性の確保を図るため、計画的な除排雪を行い、市民生活の安定を図る。

(1) 道路交通

道路交通の確保については、すべての除排雪処理が理想的であるが、現実の問題として困難である。したがって主要幹線道路・バス路線・通勤通学道路、そして、日常生活にかかせないごみ収集路線・公共施設連絡道路など、その重要度に応じて、福井県と大野市が除雪計画を立て、効率的に除排雪を行う。

(2) 屋根雪処理と交通の確保

屋根雪荷重による建築物の安全性を確保するため、その建物の構造と耐久力に応じ、雪下ろしが必要である。

住宅・工場など、敷地内で処理できないものは、一時的に道路を利用するのもやむを得ないが、流雪溝の利用などによりただちに処理するほか、流雪溝のない地区で特に人家が密集している小道路の地区では、機械・人力により運搬・排雪する。

(3) 雪捨て場

雪捨て場は河川において３ヶ所設置するほか、必要に応じ土地所有者の協力を得て、周辺に小規模雪捨て場を設ける。

小規模雪捨て場の融雪時におけるごみなどは、住民協力により取り除く。

除排雪作業の役割分担



雪害対策計画

福井河川国道事務所
(電話 0776-35-2661 (代))

○ (目 的)

この運営計画は、「近畿地方整備局防災業務計画」に基づき、福井河川国道事務所管内の一般国道指定区間の道路交通を緊急に確保するため、積雪、気象状況、道路交通確保状況等をすみやかに把握し迅速かつ適切な除雪活動を実施することを目的とする。

○ (対策実施期間)

雪害対策実施期間は、令和7年11月20日から令和8年3月25日までの126日間とする。
(但し、気象状況等を勘案して変更することがある。)

○ (雪害対策実施区間)

表-1 雪害対策実施区間

作業班	工区	路線	基地	起 終 点 名	延 長 (k m)
嶺北	11	一般国道 158 号	永平寺	福井市重立町～吉田郡永平寺 町牧福島	10.0
	12	E67 中部縦貫自動車道 (永平寺大野道路)	勝山	吉田郡永平寺町牧福島～大野 市下唯野	21.3
	13	(大野油坂道路)	九頭竜	大野市下唯野～大野市貝皿	14.0

○ (雪害体制について)

1) 体制の区分と発令、解除

体制の区分は、表-2 のとおりとし、発令、解除は、気象・道路状況等を考慮のうえ、対策部長が行う。(対策部長は福井河川国道事務所長とする。以下同じ。)

対策部長は、体制を決定する場合は、気象状況等を16時現在で収集し、退庁時まで勤務者に指示する。なお休日については気象状況を予測し事前に決定し勤務者に指示する。

表-2

体 制 区 分	発 令 基 準
注 意 体 制	1) 雪に関する情報により、除雪等の作業が予測される時。 2) 風雪注意報・大雪注意報が発表され対策部長が必要と認めた時。 (注意体制の強化を図る(注意3)) 3) 近畿地方整備局道路部雪害対策本部長(以下「対策本部長」という)の指令があった時。 4) 対策部長が必要と認めた時。

警 戒 体 制	1) 大雪警報等が発表され、対策部長が必要と認めた時。 2) 道路災害又は雪により通行規制を行う必要がある時。 3) 雪による交通障害を防止するため、冬用タイヤチェック、大型車チェーン規制またはチェーン規制を実施する可能性がある時。 4) 対策本部長の指令があった時。 5) 対策部長が必要と認めた時。
非 常 体 制	1) 大雪特別警報が発表又は大雪に関する緊急発表がなされ、対策部長が必要と認めた時。 2) 大規模な被害が発生し、交通が途絶した時。 3) 降雪時通行規制区間で除雪作業等のため通行止を行う時。 4) 雪により通行止が発生した場合又は緊急事態が予測される時。 5) 豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領による体制が発令された時（注意４）。 6) 対策本部長の指令があった時。 7) 対策部長が必要と認めた時。

- 注 1. 雪害対策期間中、これらの体制に満たない場合は、平常体制とする。
2. 各班長は、緊急事態の予測されるときは直ちに対策部長に報告し、指示を受けるものとする。
3. 注意体制の強化は、大雪注意報や凍結による対策が予想され、対策部長が必要と認めた時発令する。
4. 豪雪災害時における体制
本組織は「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領（以下、要領という）」（昭和51年12月）に基づき、福井県知事と近畿地方整備局長が協議して、近畿地方整備局雪害対策本部が設置された時点で雪害対策本部の事務を遂行する。なお、本部長は、近畿地方整備局長とする。
- 上記、要領に基づく福井県内の指定雪量観測点及び警戒積雪深は表－3 のとおりであり、発令基準は、指定雪量観測点の1／2以上がおおむね警戒積雪深に達した場合を目安とする。

表－3 指定雪量観測点及び警戒積雪深

観測点名	観測地点	警戒積雪深
福井	福井市豊島2丁目	90cm
武生	越前市上太田町	90cm
大野	大野市友江	150cm
敦賀	敦賀市松栄町	80cm
小浜	小浜市遠敷1丁目	60cm

○（雪害対策作業実施要領）

表－4 除雪作業基準

工種	実 施 内 容	出 動 基 準	施 工 法	使 用 機 械
新 雪 除 雪	新雪は昼夜の別なく 早期に高速除雪を行 い、常時交通を確保 する。	新積雪 5cm 程度とな ったとき、あるいは今後 の降雪予測により除雪 が必要とされる場合。	高速除雪車により 5～25 km/h の速 度で走行除雪 し、 路面に積雪のおそ れ がなくなるまで 反復作業を行う。	・除雪トラック ・グレーダー
拡 幅 除 雪	道路の両側に排雪し て出来た雪堤又は吹 溜り等に対し幅員の 確保と今後の降雪に 備えて路側の拡幅除 雪を行う。	雪堤高 40cm 以 上とな り交通に 支障をきたす おそれのあるとき。 今後の降雪により事前 拡幅が必要とされる とき。	高速又は低速除雪 車 で、 1.5 ～ 15km/h の速度で 積雪を路肩外に排 雪する。	・除雪トラック ・グレーダー ・ロータリー除雪車 ・トラクターショベル
運 搬 除 雪	沿道の状況等から拡 幅除雪ができない場 合は必要に応じ運搬 排雪を行う。 ・市街地等人家連担地 ・両側切土法面部 ・トンネル出入口付近 ・交差点等	雪堤高 100cm 以上とな り、なお降雪が予想さ れるとき。 今後の降雪により運搬 排雪が必要とされる とき。	ショベルあるいは ロータリー系機械 によりダンプトラ ックに積込み、で きるだけ近距離に 捨場を選定して排 雪する。	・トラクターショベル ・ロータリー除雪車 ・ダンプトラック

表－5 雪害対策機械配置表

区分	機械名	嶺北維持（出）
		第 11・12・13 工区
高速除雪	除雪トラック	7
	小 計	7
低速除雪	ロータリー除雪車	1
	小型ロータリー除雪車	4
	除雪ドーザ	1
	小 計	6
凍結防止	凍結防止剤散布車	3
合 計		16

表－6 凍結防止作業

工 種	実 施 内 容	出 動 基 準	施 工 方 法
凍 結 の 防 止 並 び に 解 消	凍結の防止を図り凍結箇所を解消して路面を良好に維持する。	気温が低下し、路面凍結のおそれがある時、又は既に凍結が発生している時。	散布車により、10～30 km/h の速度で直散きする。
除 雪 補 助	除雪が及ばない場合等で路面圧雪の発生又はおそれのある場合に凍結防止剤を散布する。	雪が降り続き気温の低下が予想されるとき。	散布車を用い直散きする。

表－7 気象観測箇所一覧表

観測所名	観 測 所 住 所		観 測 種 目							備考
			天候	気温	路温	積雪深	降雪量	路面状況	交通状況	
158号永平寺	吉田郡永平寺町轟	永平寺観測所		◎	◎	◎	◎	◎		
158号勝山	勝山市鹿谷町保田	勝山観測所		◎	◎	◎	◎	◎		
158号大野IC	大野市横枕	大野IC観測所		◎	◎	◎	◎	◎		
158号勝原IC	大野市西勝原	勝原IC観測所		◎	◎	◎	◎	◎		
158号九頭竜IC	大野市貝皿	九頭竜IC観測所		◎	◎	◎	◎	◎		

◎はテレメーターによる（24時間）

表－8 CCTV設備一覧表

カメラ名称	設置場所	KP	上・下
福井北IC	吉田郡永平寺町松岡吉野堺	0.46	下
越坂TN 福井側	吉田郡永平寺町松岡吉野	2.04	下
諏訪間	吉田郡永平寺町諏訪間	3.41	上
永平寺IC	吉田郡永平寺町谷口	4.85	下
永平寺除雪基地	〃	4.86	下
浅見TN 福井側	吉田郡永平寺町轟	8.35	下
浅見TN 大野側	吉田郡永平寺町大月	9.63	上
上志比インター	〃	10.40	下
栗住波第1高架	吉田郡永平寺町栗住波	11.30	下
栗住波第2高架	〃	11.90	下
石上	吉田郡永平寺町石上	12.51	下

吉峰 TN 福井側	吉田郡永平寺町吉峰	14.60	下
吉峰 TN 大野側	勝山市鹿谷町保田	16.40	上
保田 TN 福井側	〃	17.00	下
保田 TN 大野側	〃	17.60	上
勝山インター	勝山市鹿谷町発坂	18.50	上
杉俣 TN 福井側	勝山市鹿谷町杉俣	18.90	下
杉俣 TN 大野側	〃	19.50	上
大袋 TN 福井側	勝山市鹿谷町遅羽口	20.20	下
大袋 TN 大野側	勝山市遅羽町大袋	21.70	上
小矢戸 TN 福井側	〃	22.00	下
小矢戸 TN 大野側	大野市小矢戸	23.80	上
中津川	大野市中津川	26.20	上
大野インター	大野市横枕	26.30	上
横枕	〃	26.70	上
堂本	大野市堂本	27.20	上
下麻生嶋	大野市下麻生嶋	27.70	下
川嶋	大野市川嶋	28.20	上
上麻生島	大野市上麻生嶋	28.70	下
田野	大野市田野	29.20	下
新塚原 1	大野市新塚原	29.70	上
新塚原 2	〃	30.20	上
蕨生	大野市蕨生	30.70	上
七坂	大野市七坂	31.20	上
荒島 IC	大野市蕨生	31.30	上
蕨生 1	〃	31.60	上
蕨生 2	〃	32.10	上
蕨生 3	〃	32.60	上
カメラ名称	設置場所	KP	上・下
蕨生 4	〃	33.00	下
荒島第 1TN 福井側	〃	33.20	下
荒島第 1TN1	〃	33.70	上
荒島第 1TN2	〃	34.10	上
荒島第 1TN3	〃	34.50	上
荒島第 1TN4	〃	34.90	上
荒島第 1TN5	大野市西勝原	35.30	上
荒島第 1TN6	〃	35.60	上
荒島第 1TN7	〃	35.90	上
荒島第 2TN 福井側	〃	36.10	下
勝原 IC	〃	36.40	下
荒島第 2TN1	〃	36.60	下
荒島第 2TN2	〃	36.90	上

荒島第 2TN3	〃	37.20	上
荒島第 2TN4	〃	37.90	上
荒島第 2TN5	大野市仏原	38.70	上
荒島第 2TN6	〃	39.40	上
荒島第 2TN7	〃	40.20	上
荒島第 2TN8	大野市下山	40.90	上
荒島第 2TN9	〃	41.30	上
荒島第 2 岐阜側	〃	41.80	上
下山福井側	〃	42.00	下
下山 IC	〃	42.20	下
下山 TN	〃	42.40	下
九頭竜福井側	〃	42.80	下
九頭竜 TN1	〃	43.20	上
九頭竜 TN2	〃	43.50	下
九頭竜 TN3	大野市朝日	44.30	上
九頭竜 TN4	〃	45.10	上
九頭竜岐阜側	大野市貝皿	45.70	上
九頭竜 IC1	〃	45.50	下
九頭竜 IC2	〃	45.50	上

表－9 路面凍結情報表示板一覧表

表示板名称	設置場所	上・下	KP
諏訪間 1	吉田郡永平寺町諏訪間	下	2. 95
諏訪間 2	〃	下	4. 20
谷口高架橋	吉田郡永平寺町花谷	下	5. 75
轟 4 号橋	吉田郡永平寺町轟	上	8. 10
栗住波高架(福井側)	吉田郡永平寺町栗住波	下	11. 30
栗住波高架(大野側)	〃	上	11. 65
竹原高架(福井側)	吉田郡永平寺町竹原	下	12. 97
竹原高架(大野側)	〃	上	13. 32
吉峰高架(福井側)	吉田郡永平寺町吉峰	下	13. 82
吉峰高架(大野側)	〃	上	14. 40
鹿谷高架 (福井側)	勝山市鹿谷町	下	17. 58
赤根川	大野市小矢戸	下	24. 90
中津川	大野市横枕	上	26. 23
荒島第 1 トンネル 1	大野市蔵生	下	33. 60
荒島第 1 トンネル 2	〃	上	35. 90
荒島第 2 トンネル 1	大野市西勝原	下	36. 60
荒島第 2 トンネル 2	大野市下山	上	41. 30
下山 IC	〃	下	42. 20
九頭竜トンネル	〃	下	43. 20

表－10 融雪設備一覽表

設置番号		設置場所	設備名称	融雪延長				
号線	距離標			融雪道路測点		融雪道路延長(km)	融雪道路区分	
				始点	終点		上り	下り
158	0.377	吉田郡永平寺町	松岡橋 (福井北 IC)	0.377	0.410	0.034	0.034	0.034
158	1.250	吉田郡永平寺町	松岡 IC 越坂 TN(福井側)	1.250	1.740	0.925	0.440	0.490
158	3.293	吉田郡永平寺町	諏訪間高架橋 越坂 TN(大野側)	3.293	4.360	1.738	1.367	0.371
158	4.900	吉田郡永平寺町	永平寺 IC	4.900	5.500	0.983	0.460	0.523
158	8.395	吉田郡永平寺町	浅見 TN(福井側)	8.395	8.515			
158	9.431	吉田郡永平寺町	浅見 TN(大野側)	9.431	9.551			
158	9.800	吉田郡永平寺町	上志比 IC A・B・C・D・E ランプ ^o	9.800	10.900	2.620	1.474	1.146
158	13.000	吉田郡永平寺町	竹原高架橋	13.000	13.900	0.892	0.534	0.358
158	13.900	吉田郡永平寺町	吉峰高架橋	13.900	14.730	0.841	0.407	0.434
158	14.738	吉田郡永平寺町	吉峰・保田 TN	14.738	14.848	0.220	0.110	0.110
			坑口消雪設備	17.080	17.190	0.220	0.110	0.110
158	17.470	勝山市鹿谷町	鹿谷高架橋	17.470	18.200	0.730		0.730
158	18.200	勝山市鹿谷町	勝山 IC	18.200	18.510	1.660	0.600	1.060
158	18.940	勝山市鹿谷町	杉俣 TN(福井側)	18.940	19.050	0.110	0.110	0.110
158	19.340	勝山市鹿谷町	杉俣 TN(大野側)	19.340	19.450	0.110	0.110	0.110
158	20.239	勝山市鹿谷町	大袋 TN(福井側)	20.239	20.376	0.137	0.137	0.137
158	21.590	勝山市遅羽町	大袋 TN(大野側)	21.590	21.636	0.046	0.046	0.046
158	22.190	勝山市遅羽町	小矢戸 TN(福井側)	22.190	22.230	0.040	0.040	0.040
158	23.611	大野市小矢戸	小矢戸 TN(大野側)	23.611	23.932	0.321	0.321	0.321
158	25.900	大野市横枕	大野 IC	25.900	26.100	0.840	0.430	0.410

道路雪対策基本計画

奥越土木事務所

(電話66-1221)

1. 目的

本計画は、冬期間における主要道路の交通を確保するなど、雪に強い道路づくりを進めるための必要な事項を定める。

2. 基本方針

冬期間の道路交通確保等について、生活圏の拡大や自動車交通量の増加等による生活環境の変化、あるいは短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を備えるため、「積雪寒冷地特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」および「福井県地域防災計画（雪害対策編）」に基づき、冬期間の交通確保等や道路を取り巻く関連施設についての雪対策を計画する。

このため、この計画において、除雪体制、情報提供、連絡体制、渋滞対策および広報活動について定め、道路等の除雪に万全を期する。

3. 基本計画

1) 除雪体制

(1) 除雪機構

① 道路保全課に除雪対策本部を、各土木事務所に除雪実施部を設け、その構成は次のとおりとする。

除雪対策本部長	土木部長
〃 副本部長	道路保全課長
〃 実施部長	各土木事務所長および土木事務所土木部長 (大野市は奥越土木事務所長)

除雪対策本部長（以下本部長という。）は、各実施部長（以下実施部長という。）を指揮するとともに、実施部相互間の連絡調整を行う。

(2) 除雪対策本部設置期間

令和7年11月7日から令和8年3月31日まで（145日間）

(3) 除雪実施路線

除雪を実施する道路は次表のとおりとする。

除雪計画路線集計表

(単位：km)

道路種別 除雪区間	路線名	第1種区間	第2種区間	第3種区間	春除雪	計
一般国道	157号 以下3路線	67.0	5.7	0.0	9.4	82.1
主要地方道	大野勝山線 以下2路線	19.2	5.0	0.0	0.0	24.2
一般県道	五条方下荒 井線以下 10路線	11.0	15.1	32.4	8.8	67.3
計	15路線	97.2	25.8	32.4	18.2	173.6

※交通量を基準とし、路線の性格を勘案して除雪実施路線を次の3種類に区分する。

区 分	区分の目安 (日交通量)	除 雪 目 標
第1種	1000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時には降雪後約5日以内に2車線確保をはかる。
第2種	500～999台/日	2車線確保を原則とするが、状況によって、1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には約10日以内に2車線又は1車線の確保をはかる。
第3種	500台/日未満	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時交通不能になってもやむを得ない。

※異常降雪時とは、S38豪雪・S56豪雪・H18豪雪・H30豪雪の様な状況をさす。

(4) 除雪体制設置基準

各除雪体制の設置基準は次表のとおりとする。

体 制	降 積 雪 の 状 況
除雪準備体制	気象情報等により降雪が10 cm以上予想される場合。ただし、最重点除雪路線に関しては、降雪5 cmを目安とし、気象情報等からさらに降雪が予想される場合。
平常体制	積雪深が10 cm以上（ただし、最重点除雪路線に関しては5 cm）ある場合で、警戒準備体制に移行するまでの除雪作業を平常体制として実施する。
警戒準備体制 （大野は110 cm）	県内の指定雪量観測点の1箇所以上で、おおむね警戒準備積雪深に達した場合を目安として、除雪対策本部ならびに該当する除雪実施部は、除雪作業を警戒準備体制として実施する。
警戒体制 （大野は150 cm）	県内の指定雪量観測点の2分の1以上がおおむね警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案のうえ、知事と近畿地方整備局長が協議して警戒体制への移行を決定する。
緊急体制	県内の指定雪量観測点の大部分が警戒積雪深を大幅にこえ、かつ、主要路線における除雪状況、積雪強度その他から緊急事態におちいる恐れがあると判断される場合に、知事と近畿地方整備局長が協議して緊急体制への移行を決定する。

指定雪量観測点及び警戒積雪深

観 測 点 名	観 測 地 点	警 戒 準 備 積 雪 深	警 戒 積 雪 深
福 井	福井市豊島2丁目	70 cm	90 cm
武 生	越前市村国	70 cm	90 cm
大 野	大野市蛇塚	110 cm	150 cm
敦 賀	敦賀市松栄町	70 cm	80 cm
小 浜	小浜市遠敷	50 cm	60 cm

(5) 除雪出動基準

各除雪作業における出動基準は、原則として次表のとおりとする。

但し、その他特別の事由等により対策本部長、実施部長が特に必要と認めた場合にも出動するものとする。

除雪作業	出 動 基 準
新雪除雪	新降雪深が10cm（ただし、最重点除雪路線に関しては5cm）を超え、気象情報等からさらに降雪が予想されるとき。
路面整正	1. 路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態となる恐れのある時。 2. 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要のある時。 3. 気温の変化や通行車のかく乱作用等で圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ交通障害の原因となる恐れのあるとき。
拡幅除雪	連続した除雪作業により、路側の雪（雪堤）が大きくせり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通障害を引き起こすと判断されるとき。 大雪が予想される場合には、必要に応じて、堆雪帯を確保するために事前に拡幅除雪を行う。
運搬排雪	拡幅除雪が特に難しい人家連担部や交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断されるとき。 大雪が予想される場合には、必要に応じて、堆雪帯を確保するために事前に運搬排雪を行う。
凍結防止剤散布	降雪の有無にかかわらず、気象情報等により気温が0℃以下になると予想され、路面が凍結し交通障害の発生が予想されるとき。
歩道除雪	原則として歩道上の積雪深が20cmを上回っている場合を標準とし、小型除雪機械を使用して昼間作業を行い、長靴・防寒靴で歩行可能な状態を確保する。なお、連続降雪時には車道除雪の進捗等を検討のうえ実施する。ただし、車道に消雪装置がある通学路で歩道が広い箇所等は、早朝除雪の実施に努める。

除雪機械配備計画表

区分		ロータリー 除雪車	除雪 トラック	グレーター	除雪 ブローサ	トラクター ショベル	小型 ロータリー	凍結防止 剤散布車	計
平常時	貸与車	6	3	3	10	0	3	3	28
	委託車	14	7	0	40	9	11	0	81
	計	20	10	3	50	9	14	3	109
緊急時	貸与車	6	3	3	10	0	3	3	28
	委託車	25	7	5	73	31	26	0	167
	計	31	10	8	83	31	29	3	195

※貸与車は県保有機械、委託者は委託業者保有機械

雪捨て場指定箇所表

地区名	排雪場所		摘要
	橋梁名	河川名	
城 町	亀山橋	赤根川右岸上流	小型車のみ 大野市管理
中 保	富田大橋	真名川左岸下流	福井県管理
吉	君ヶ代橋	真名川左岸上流	福井県管理
計	3ヶ所		

※さらに排雪場が必要になった場合は、大野市を通じて広報する。

2) 情報提供

(1) 情報収集

① 道路雪情報システムにより、主要地点の観測資料の情報を随時入手する。

・降積雪計、気温計	大野市内	7箇所
・路線監視カメラ	大野市内	14箇所
・路中温計	大野市内	5箇所

県の観測情報の他、国、各高速道路管理者、気象台、各市町と連携し、それぞれの持つ気象情報の共有に努める。

② バス事業者や市の協力を得て、バスの運転手から提供される事故やスリップによる通行止め情報、路面の積雪・凍結状況を把握する。

③ 国、各高速道路管理者、各市町、県警、道路交通情報センターと連携し、管理区分にとらわれることなく、通行止め、渋滞情報等の交通情報、除雪路線の状況、除雪機械の運行状況等の把握に努める。

(2) 情報提供

① 道路情報提供装置、除雪案内板等を通じて雪情報を提供することにより、主要幹線道路の冬期交通の円滑化を図る。

② 路面状況静止画像、路中温度（舗装面下）の情報、降積雪深の情報をそれぞれ、1時間更新にてインターネット（パソコン、携帯電話）において提供する。また、国、中日本道路（株）金沢支社、近隣各県、マスコミ等のホームページとリンクし、広範囲から情報を提供する。

③ 道の駅に設置されている道路情報提供端末において、上記と同様の道路情報を提供する。

④ テレビ、ラジオ等のマスメディアとの連携により、道路交通状況や異常事態発生を速やかに提供する。

3) 連絡体制

- (1) 国、各高速道路管理者、隣接土木事務所（他県含む）、関係市町と待機の有無、除雪の開始・終了等連絡を密にし、一斉除雪に努めるとともに、情報共有化及び道路情報表示板の操作等の協力を努める。
- (2) 所轄警察署と協議のうえ路上放置物件の取締、除雪機械の運行に対する交通整理、その他の協力を要請する。
- (3) 鉄道事業者と踏切部の除雪に関する相互連絡を徹底し、踏切部の円滑な通行を確保する。
緊急時において鉄道事業者による除雪が困難な場合は、平成12年度の申し合わせ事項に基づき、鉄道事業者の立ち会いを得て道路管理者が除雪する。
- (4) 県管理道路とネットワークを構成する市町道について、県の出動基準に合わせて同時除雪できるよう関係市町と連携を図る。特に、大野市外との物流や通勤ルート、バス路線など市民の日常生活に影響のある路線については、市町と連携して優先して除雪を実施する。
- (5) 奥越地区の警察署、道路管理者、建設業会で「冬期道路情報連絡会」を必要に応じて開催し、情報の共有および対応の確認を強化する。

4) 広報活動

- (1) 降雪期前に県民へ、チラシの配布や市町広報紙への掲示により、除雪に対する注意事項等を広く啓発する。また、ホームページ、テレビやラジオ、新聞等により、降雪期前の啓発および冬期間の情報提供を広く行う。

雪量観測点一覧表（7箇所）

道路種別	路線名	観測点地先名	観測方法	摘要
一般国道	1 5 7 号	大野市友江 (奥越土木事務所)	積雪センサー	定点
一般国道	1 5 7 号	大野市五条方	積雪センサー	定点
一般国道	1 5 8 号	大野市坂戸	積雪センサー	路面
一般国道	1 5 8 号	大野市西勝原	積雪センサー	定点
一般国道	1 5 8 号	大野市下山	積雪センサー	定点
一般国道	1 5 8 号	大野市上半原	積雪センサー	定点
主要地方道	大野勝山線	大野市南六呂師	積雪センサー	定点

路面監視カメラ設置箇所表（14箇所）

道路種別	路線名	設置箇所地先名	設置 箇所数
一般国道	1 5 7 号	大野市 中据	1
一般国道	1 5 8 号	大野市 牛ヶ原	2
一般国道	1 5 8 号	大野市 犬山	1
一般国道	1 5 8 号	大野市 蕨生	1
一般国道	1 5 8 号	大野市 西勝原	2
一般国道	1 5 8 号	大野市 下山	1
一般国道	1 5 8 号	大野市 朝日	1
一般国道	1 5 8 号	大野市 下半原	1
一般県道	五条方松原出勝山線	大野市 上野	1
一般県道	皿谷大野線	大野市 陽明町3丁目	1
一般国道	1 5 7 号	大野市 南新在家	1
主要地方道	大野勝山線	大野市 南六呂師	1

道路除雪基本計画

大野市くらし環境部建設整備課

(電話64-4812)

(防雪基地65-7376)

1 目 的

この計画は、冬期積雪時における主要道路の交通を確保し、雪に強い道路づくりを進めるための必要な事項を定める。

2 方 針

車道除雪については、積雪深が10cmを超えさらに降雪が予想される場合に、市保有機械直營業務及び民間業務委託により除雪作業を開始するものとし、除雪計画路線について交通の確保を期するものとする。

また、通学路に指定されている市管理道路の歩道上の積雪深が20cmを超えさらに降雪が予想される場合に、車道除雪後速やかに歩道除雪を実施する。

3 除雪機構

(1) くらし環境部建設整備課に除雪実施部を設け、その機構は除雪対策本部機構図のとおりとする。除雪対策本部設置期間は12月1日から翌年の3月31日までとし、除雪実施部長は、除雪対策本部長の指示を受け、各班長と緊密な連絡のもとに有効適切な除雪作業を実施する。除雪業務分担は、積雪の状況に応じ迅速に作業ができるよう段階的に実施部長が計画、指令する。

(2) 雪害対策本部が設置された場合は、除雪対策本部はその指揮下に入るものとする。

4 除雪区分

交通量及び路線の性格、主要地間の連絡などを考慮して、除雪実施路線を第1種、第2種、第3種、歩道及びその他の5種類に区分する。

・第1種路線

バス路線、主要地より国・県道に通ずる道路で、除雪幅員二車線を確保するものとする。

・第2種路線

通学道路及び第 1 種路線以外の主要連絡線で、除雪幅員一車線以上の幅員を確保するものとし、一車線の場合は待避所を設ける。

- ・ 第 3 種路線

第 1 種、第 2 種以外の主要道路で、一車線幅員を確保するものとする。ただし、積雪状況により、第 1 種、第 2 種路線の交通が確保された後作業を開始する。

- ・ 歩道路線

通学路に指定されている市管理道路の歩道で、可能な限り通学時間までに歩行分を確保する。

- ・ その他

第 1 種、第 2 種、第 3 種、歩道以外の路線で機械除雪が可能な道路につき、融雪期に除雪するものとする。

- ・ 指定区分の除外

第 1 種～第 3 種、歩道に指定区分して除雪するものであるが、砂利道については落下砂利の処理に地元の協力が得られないものは、除外するものとする。

5 除雪体制基準

- ・ 平常体制

新降雪深が 10 cm を超えさらに降雪が予想される場合に除雪作業を平常体制として実施する。

- ・ 警戒体制

積雪深が 60 cm ～ 100 cm に達した場合、降雪状況その他を勘案のうえ、警戒体制を決定する。

- ・ 緊急体制

大野市雪害対策本部が設置されたとき、緊急体制を決定する。

6 除雪機械（19 頁の別表参照）

7 除雪業務要領

- ・ 平常体制

主に市保有機械直營業務及び民間業務委託により、除雪計画路線の除雪を速やかに完了する。

- ・警戒体制

平常体制での除雪を実施し、緊急体制への準備を行う。

- ・緊急体制

警戒体制を続行するとともに別に定める民間業務委託内容を変更し、緊急路線の交通確保を図るため排雪計画路線について住民の協力を得て排雪作業を行う。

除雪路線調書

		第 1 種 路線	第 2 種 路線	第 3 種 路線	歩道 路線	その他 路線	計
都市計画 用途区域	路線数	19	19	331	35		404
	延長 (m)	14,226	13,349	86,248	36,015		149,838
その他 の区域	路線数	31	39	452	21	9	552
	延長 (m)	48,050	33,254	186,214	17,383	33,066	317,967
計	路線数	50	58	783	56	9	956
	延長 (m)	62,276	46,603	272,462	53,398	33,066	467,805

道路種別	路線数	延長 (km)	摘要
第 1 種路線	50	62.3	早朝除雪
第 2 種路線	58	46.6	早朝除雪
第 3 種路線	783	272.4	早朝除雪
歩道路線	56	53.4	早朝除雪
その他	9	33.1	春除雪
計	956	467.8	

排雪指定箇所表

地区名	排雪場所		備考
	橋梁名	河川名	
城 町	亀山橋	赤根川右岸上流	小型車のみ
中 保	富田大橋	真名川左岸下流	福井県管理
吉	君ヶ代橋	真名川左岸上流	福井県管理
計	3ヶ所		

緊急配備による排雪路線調書

	番号	路線名	延長(m)	摘要
都市計画用途区域内 第1種路線	①	北大野駅上中野線	828	松田病院～JR北大野駅
	②	新町陽明中線	1,072	下庄公民館～陽明中入口交差点
	③	駅東線	1,170	富士薬品～陽明中西交差点～陽明町1丁目交差点(三番中荒井陽明町線)
	④	三番中荒井陽明町線及び中挾中保線	573	陽明町1丁目交差点(駅東線)～コーポタケ(中挾美里線)
	⑤	城町1号線	180	ハローワーク大野～学びの里「めいりん」
	⑥	七間線	1,089	小大黒屋～県道皿谷大野線月美交差点
	⑦	善導寺線	230	JR越前大野駅西駐車場～七間踏切
	⑧	中挾美里線	732	コーポタケ～木下自動車展示場
	⑨	中挾町・吉野線及び駅裏東小線	110	有終東小入口交差点～有終東小学校入口
	⑩	鍬掛新庄東中線	2,055	国道158号鍬掛交差点～旧沢田養鶏場
	⑪	大野高校東線	672	休日急患診療所～国道158号
	⑫	南小前線	78	有終南小学校入口
	⑬	清滝線	1,092	国道476号東中交差点～国道158号エキサイト広場南東交差点
	⑭	東中中挾南新在家線	1,420	ビュークリーンおくえつ～ファミリーマート
	⑮	神明町桜塚町線	1,168	国道476号上神明交差点～国道158号明治交差点
	⑯	元町要町線	638	県道皿谷大野線水落町交差点～国道476号広島屋
	⑰	春日線	790	有終南小入り口交差点～福井森林管理署大野治山事業所
	⑱	駅東線及び国道157号大野東高校線	404	青少年教育センター前～奥越明成高校前
	⑲	国道158号新庄春日二丁目線	349	国道158号ヴィオ交差点～大野高校東線
	⑳	大野高校篠座神社線	160	大野高校～三番通り

②①	大野駅春日木本線	1,440	国道476号JR越前大野駅交差点～国道158号交差点
②②	上神明明治線及び篠座桜塚町線	1,020	勝木書店～明治公園～上水道第3送水場～稲山織物
②③	中荒井向島線	357	国道158号ヴィオ交差点～大野高校東線
②④	駅裏東小線	156	文化会館～月美町交差点(中荒井向島線)
②⑤	下中野6号線	344	JR北大野駅入り口～県道本郷大野線
②⑥	七間六間線	125	七間線～国道476号
小計	29路線	18,252	

緊急配備による排雪路線調書

	番号	路線名	延長(m)	摘要
都市計画用途区域内 第2種路線	①	西市・上中野線 及び下中野赤根線	945	西市～中野繊維～杉尾建築
	②	上中野西線	525	中野工業団地～京福バス大野案内所
	③	中野友江線	238	滝ヶ花公園～福そば陽明店
	④	中挾東西2号線	205	陽明中入口～清滝川
	⑤	中挾南北1号線	684	コーポタケ～中挾
	⑥	三番中荒井陽明町線	585	三共薬局～陽明1丁目交差点(駅東線)
	⑦	石灯籠線	200	石灯籠会館前～浄勝寺
	⑧	錦町横町線	90	玉乃家～蓮光寺
	⑨	城北泉鍬掛線及び駅前清滝線	1,440	亀山橋～赤根川～日の丸公園
	⑩	春日線	525	中村機械～魚々や
	⑪	横町糸魚篠座線	798	糸魚町交差点～国道158号篠座交差点
	⑫	鋸町横町駅前線	250	まつしま～中村機械
	⑬	駅東線	796	陽明町1丁目交差点(三番中荒井陽明町線)～えびすや食堂
小計	15路線	7,281		

合 計	4 4 路線	25, 533	
-----	--------	---------	--

別表

除雪機械

平常体制

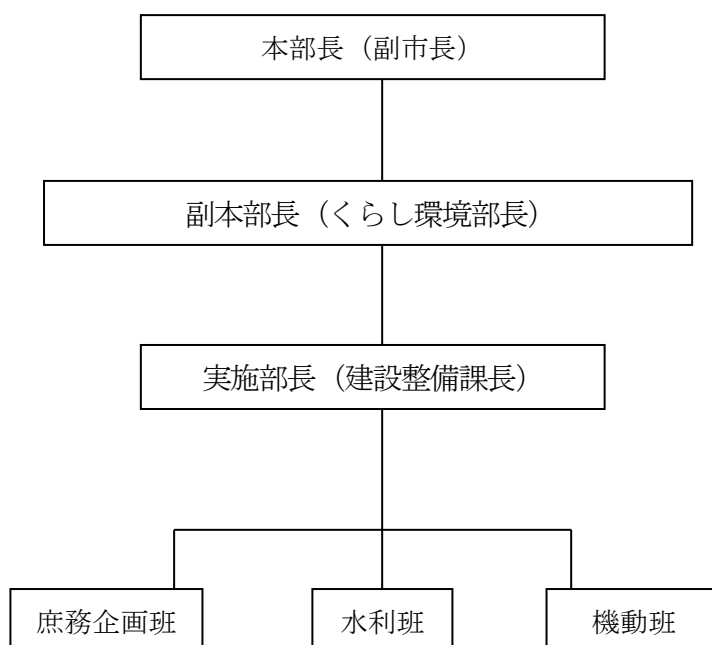
() は市保有機械

機 種	除雪機械								
	ｸﾞﾚｰﾀﾞｰ	ｼｮﾍﾞﾙ	除雪ﾄﾗｯｸ	ﾌﾙﾄﾞｰｻﾞｰ	除雪ﾄﾞｰｻﾞｰ	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ	ﾛｰﾀﾘｰ車	そ の 他	計
台 数	(0) 0	(0) 96	(0) 2	(0) 0	(10) 94	(0) 0	(6) 26	(4) 21	(20) 239

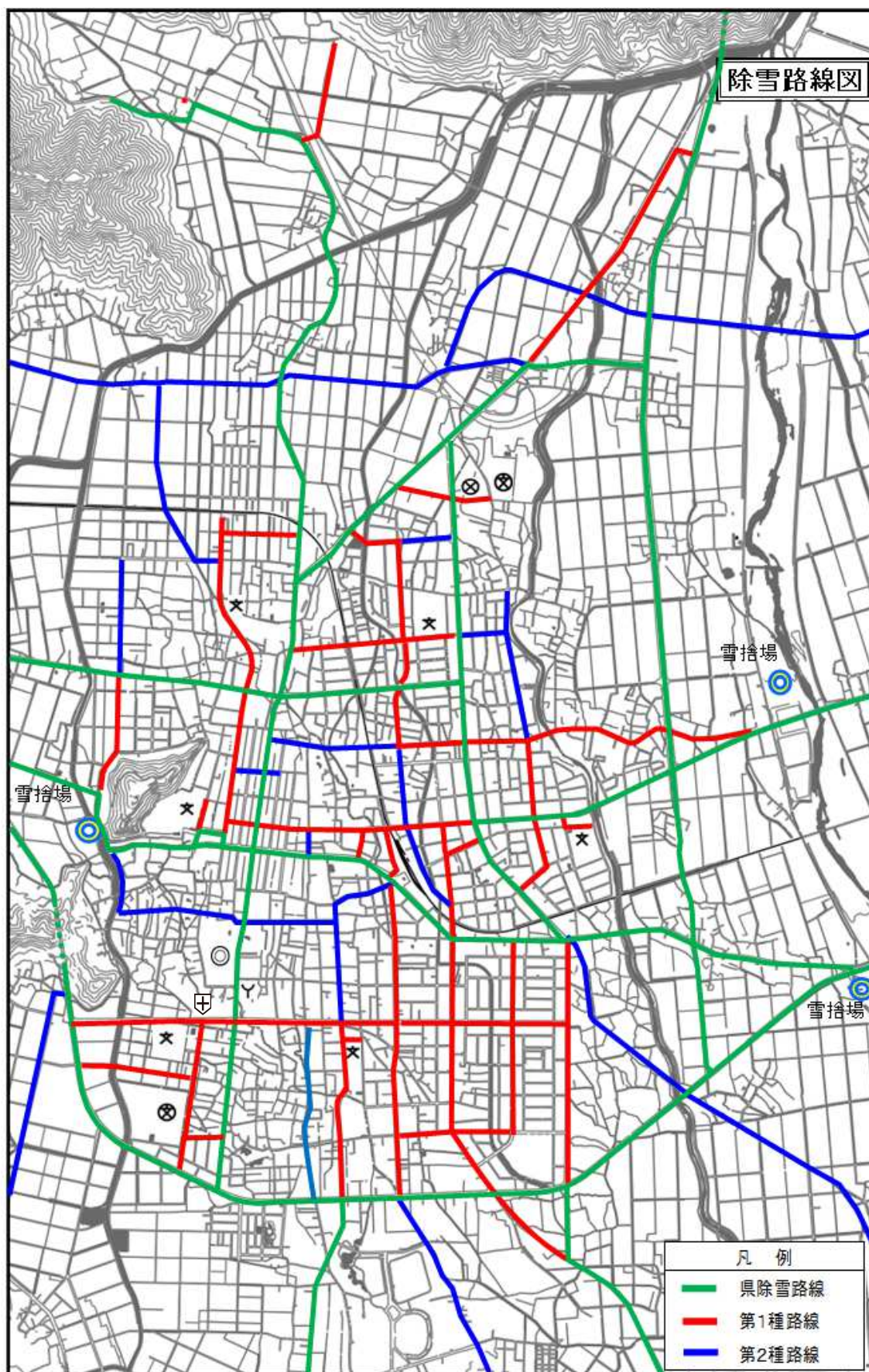
緊急体制（通常含む）

機 種	除雪機械								
	ｸﾞﾚｰﾀﾞｰ	ｼｮﾍﾞﾙ	除雪ﾄﾗｯｸ	ﾌﾙﾄﾞｰｻﾞｰ	除雪ﾄﾞｰｻﾞｰ	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ	ﾛｰﾀﾘｰ車	そ の 他	計
台 数	(0) 1	(0) 109	(0) 2	(0) 1	(10) 121	(0) 95	(6) 51	(4) 61	(20) 441

除雪対策本部機構図



除雪路線図



交 通 対 策

【道路交通対策】

大野警察署

(電話65-0110)

1 目 的

関係機関と連携して、雪寒期における主要道路の通行不能や交通渋滞などの交通障害を早期に把握し解消するとともに、利用者への情報提供を行うことで、安全で円滑な道路交通の確保を図る。

2 方 針

道路管理者と連携して、降・積雪及び路面凍結等気象状況、道路状態に応じた先制的な交通規制、指導取締りを実施する。

3 交通規制

降・積雪時には渋滞、事故防止対策として、主要道路を中心に駐車禁止、車種別規制、迂回措置等の交通規制を行う。

また、路上駐車対策として、除雪作業を先取りした駐車禁止規制区間の設定を行う。

(冬期間限定駐車規制区間は 27 頁の別表のとおり)

4 特別体制

大雪特別警報や大雪警報発令時、又は大野市雪害対策本部が必要と認めた場合、別途協議して対応する。

5 広報・指導

道路管理者と連携して、雪寒時における交通規制、タイヤチェーン等滑り止めの装着・携行に関する広報を実施し、県外からの来訪者に対する交通事故防止を図る。

6 交通指導取締り

(1) 幹線道路における駐車違反、保管場所法違反取締り

(2) タイヤチェーン等滑り止め装着義務違反の取締り

別表

冬期間駐車禁止規制区間（期間：令和7年11月15日から8年3月31日まで）

番号	路線名	規制区間	禁止時間	対象	距離
1	一般国道476号	城町1番1号から 中丁第8号23番地まで	終日	車両	約2500m
2	市道	大和町6番12号 (七間踏切)から 中荒井町2丁目745番地 (越美北線曙踏切)まで	終日	車両	約140m
3	市道	友江第11号7番地 (大野警察署前)から 東中野一丁目213番地 (大野市青少年教育センター 前付近)まで	終日	車両	約410m
4	一般国道476号	弥生町1番16号から JR越前大野駅 前正面駐車場まで	午後10時から翌日午前6時まで	車両	約40m

【鉄道の運行確保】

西日本旅客鉄道株式会社 越前大野駅

1 雪害対策の基本方針

安定輸送を提供する観点から、雪に対する情報伝達の迅速化を図り、列車の正常運行を確保する。

気象予報、アメダス情報、地区別降雪予報、福井県道路情報などインターネットを活用した気象情報の収集と、踏切、駅構内に設置した降雪状況監視カメラなどを活用した早期除雪体制の構築強化を図る。

2 雪害対策本部の設置

指揮命令系統を明確にし、早期に的確な情報を把握して時宜を得た指示を行うなど、手配の万全を期するため、雪害対策本部を設置するものとする。

3 初動体制の強化

初雪又は雪の降り始め時の対応については、次の事項を重点的に実施するものとする。

- (1) 気象情報の把握による警戒体制の確立
- (2) 消融雪装置の適切な使用
- (3) 除雪車両、機械などの出動基準前の運転
- (4) 除雪要員出動計画の策定
- (5) 入出区線及び機回線の確保

4 除雪体制の強化

適切な排雪車両などの出動

踏切、駅構内に設置した降雪状況監視カメラなどによる降積雪状況の把握、地区別降雪予報の活用などにより、時機を失することなく排雪車両などの出動に努めるものとする。

5 降積雪による列車運行の状況

降積雪の状況や、なだれや倒木などによる列車運行規制や運行中止についての問い合わせは、「ＪＲ西日本お客様センター」へ行うものとする。

※ＪＲ西日本お客様センター電話0570-00-2486（受付時間9:00～19:00）

※「ＪＲ西日本列車運行情報」アプリも合わせて活用

消 防 対 策

大野市消防本部

（電話66-0119）

1 目 的

消防体制及び防火査察を強化し、降雪期における消防活動が円滑に行われるよう、次のとおり対策を講じるものとする。

2 方 針

出場体制の確保と火災予防の徹底を図り、地域住民及び自主防災組織などによる協力体制の確立を図る。

3 出場体制の確保

- (1) 除雪状況などについて関係機関と連絡を密にし、消防活動に支障がないよう出場体制の確保に努める。
- (2) 消防団各ポンプ置場の除雪を促進し、早期出場体制に努める。
- (3) なだれ、豪雪などによる孤立地区での災害事案が発生した場合は、福井県防災

ヘリコプター等を要請するなど、関係機関と連携した消防活動を行うとともに、消防相互応援体制を活用して、消防力の維持に努める。

4 消防水利の確保

- (1) 消防水利を確保するため、関係機関と連絡を密にする。
- (2) 消火栓、防火水槽を随時巡回し、消防水利の確保に努める。

5 火災予防の強化

(1) 防火対象物

- ア 積雪及び室内外の寒暖差等から、防火対象物における消防用設備等が有効に機能するよう、適正な維持管理を指導する。
- イ 積雪時における避難誘導体制の確立及び避難経路の確保に努めるよう指導する。
- ウ 危険物施設の適正な維持管理と危険物の貯蔵及び取扱いにおける指導を徹底し、雪害時における危険物の流出事故防止に努めるよう指導する。

(2) 地域住民に対する火災予防

- ア 高齢者宅防火訪問などを通じて、冬期間における火災予防啓発に努める。
- イ 雪囲いによる避難障害をなくし、2方向以上の避難口の確保に努めるよう指導する。
- ウ 屋根雪下ろしや積雪などによるLPガス、危険物漏えい事故防止の広報を行う。

清掃対策

大野市くらし環境部環境・水循環課

(電話64-4828)

積雪多量により一般廃棄物の処理及び収集作業に支障を及ぼす場合には、市民生活の安定と環境衛生の保全を図るため、ごみ収集については、次のとおり対処する。

- 1 ごみ収集は、特に支障がない限り平常どおりの収集に努める。
- 2 常に道路事情を把握し、降雪及び積雪多量で収集業務に支障をきたすと判断される場合は、各区長と密接な連絡をとり、収集区域の変更又は持出し箇所の変更などの措置を行い、迅速かつ能率的な収集に努める。
- 3 豪雪となり、日中の収集計画が立たず効果が上がらない場合は、夜間収集を実

施する。

- 4 事業系ごみ及び一時的に大量排出される家庭系ごみは、各自ビュークリーンおくえつまで搬入するよう指示する。
- 5 収集業務に当たっては、環境衛生の保全を図りながら市民生活に支障を及ぼさないように努める。

地下水対策

大野市くらし環境部環境・水循環課

(電話64-4828)

冬期間は、河川や農地からの涵養量が減少することに加え、地下水を利用した消雪行為により地下水位が一時的に低下し、地下水障害（井戸枯れ）発生リスクが高まるため、冬期間における地下水採取量の削減に取り組み、安定的な生活用水等の確保を図る。

- 1 大野市地下水保全条例で規定されている地下水の消雪利用禁止について、市民や企業等へ制度周知を図るとともに、降雪時の巡回や地域住民からの情報収集など、冬期間における揚水量の削減に向けた取り組みを推進する。
- 2 地下水位低下時には、春日公園観測井の地下水位を基準とし、次に示す地下水位により地下水注意報や警報を発令し、市民や企業等に対して節水啓発を行う。

基準観測井名	期 間	種 別	地下水位
春日公園	4月1日から11月30日 (非降雪期)	注意報	7.0m以上
		警 報	7.5m以上
	12月1日から3月31日 (降雪期)	注意報	6.0m以上
		警 報	7.0m以上

雪下ろし対策

大野市地域づくり部防災防犯課

(電話64-4800)

屋根雪下ろし等の除排雪作業中の死傷事故を防止し、雪に強い安全安心な地域づくりを進めるため、令和6年5月策定した「大野市地域安全克雪方針」に基づき、課題解決に向けた取り組みを実施する。

- 1 雪下ろしを自力で行うことが困難な世帯

雪下ろしを自力で行うことが困難な世帯（以下「雪下ろし困難世帯」という。）に対して、雪下ろし作業員（以下「作業員」という。）の紹介に努めることとする。

(1) 作業者の登録

雪下ろし作業の要請に応じられる者をあらかじめ登録しておくこととする。

(2) 作業者の紹介

雪下ろし困難世帯から作業者の照会があったとき、市は、雪下ろし困難世帯に対し作業者名簿を提供し、雪下ろし困難世帯が作業者と連絡を取り、当事者間で契約するものとする。

(3) 事故防止対策

作業者に対して傷害保険への加入を勧奨し万一の事故発生に備えることとする。

2 地域ぐるみでの民地の除排雪作業の支援

民地の除排雪作業時の死傷事故防止を目的として、除排雪が困難な世帯を支援する地域の除排雪体制の構築と活動強化を図るため、除排雪資機材の購入に要する経費の一部を補助する。

3 空き家などの雪下ろし対策

屋根雪による建物の損壊や落雪などにより周辺に危害が及ぶおそれのある空き家などについて、当該建物の所有者、管理者などに対して、雪下ろしを実施するよう働きかける。

大野市健康福祉部健康長寿課

(電話65-7333)

1 高齢者世帯など自力で行うことが困難な世帯

高齢者世帯など自力で雪下ろしが困難な世帯に対しては、あらかじめ雪下ろしなどが必要な世帯を把握し、「大野市高齢者等雪下ろし支援事業実施要綱」（令和3年告示第299号）により対象世帯に雪下ろしなど除排雪費用の一部を助成する。

対象世帯は、市民税非課税世帯で、65歳以上の高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯、65歳以上の高齢者と障害者のみの世帯とする。ただし、生活保護世帯及び近隣の親族等により雪下ろし等の援助を受けられる等、真に雪下ろしなどが困難であると認められない世帯は対象としない。

令和6年度対象世帯（582世帯）

○高齢者のみの世帯575世帯

○その他の世帯7世帯

1 地域での除排雪の取組に対する支援

雪下ろし作業者名簿に登録し、地域ぐるみで屋根雪下ろし等の除排雪作業に取り組む自治会に対して保険料などの活動費を補助する。

また、地域ぐるみによる除排雪作業に取り組む地区の増加や継続を図るため、担い手の育成や確保に努める。

要配慮者対策

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全を確保するため、地域において要配慮者の把握や支援に努める。

- 1 要配慮者のうち、特に支援を要する者については、避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、地域ぐるみによる要配慮者の支援を行う。

孤立集落対策

積雪により孤立が予想される地区の住民などの生命及び財産を保護するため、次のとおりその対策を講ずるものとする。

1 孤立予想集落及び対策

孤立予想集落に対しては、事前に衛星携帯電話、信号用の旗及び発炎筒を準備し、緊急時に使用するよう指導する。

また、孤立予想集落との連絡を密にし、被災状況の把握に努めるとともに必要に応じて福井県防災ヘリコプターなどの応援を要請するなど万全の措置を講ずる。なお、航空偵察の場合における緊急信号（孤立集落の人が行うもの）は次のとおりとする。

- (1) 急患などのあるとき 1㎡位の赤旗を振る

(2) 食料が不足しているとき 1㎡位の青旗を振る

(3) 両方の場合 赤旗と青旗の両方を振る

2 避難の指示

災害対策基本法第60条による避難のための立退きを指示するときは、状況を的確に把握し関係機関と協議して行う。この時間的余裕がないときは事後速やかに関係機関に連絡する。

3 医療対策

孤立予想集落には医療品の事前準備を推奨する。

なだれ対策

大野市地域づくり部防災防犯課

(電話64-4800)

積雪によりなだれの発生、その他危険な状態にある集落（民家）並びに道路などのなだれの危険箇所に対し、次の対策を講ずるものとする。

1 なだれ危険箇所の監視

気象情報により、なだれ発生危険度を察知するとともに危険区域住民と共同監視を行う。

2 なだれ避難対策

なだれ発生のおそれのある場合は監視を強めるとともに、必要があると認めるときは、地区住民及び関係防災機関と協議のうえ、災害対策基本法第60条による避難の指示を行う。

3 道路なだれ対策

なだれの危険箇所には、それぞれの道路管理者において標示板を設け、注意を喚起する。

4 地区避難所

大野市地域防災計画“避難計画”による。

震災対策

大野市地域づくり部防災防犯課

(電話64-4800)

1 積雪期における避難場所、避難路の確保

積雪期において地震が発生した場合においても、住民が円滑に避難することができるよう避難場所、避難路などの確保に十分配慮するものとする。

2 寒冷期における非常持出品の確保

寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加えて耐寒用品などの携行にも配慮するよう住民に対して普及啓発を図る。

3 積雪期における震災についての配慮

積雪期において地震が発生した場合には、防災活動に困難が生じることが予想されることから、各雪害対策を講じるに当たっては、特に震災対策を念頭におきながら対応するよう配慮する。

文 教 対 策

大野市教育委員会

(電話64-4827)

1 気象、積雪などに応じた応急措置

(1) 異常気象時には、雪害対策本部との連絡を密にし、授業の打切り、臨時休業、集団登下校の引率などについて、保護者・関係機関などと連絡を取り合い適切な措置をとる。

(2) 緊急な休業や除雪などを要する場合には、各学校は、教育委員会に連絡を取り、迅速な対応措置をとる。

2 児童・生徒の危険防止

積雪時における通学の安全確保及び危険防止を図るために、特に次の事項を指示する。

(1) 校舎敷地内通路の除雪及び非常時における校舎外への避難路の確保

(2) 通学路及びその周辺並びに危険箇所の点検、標示、除雪

(3) 適切な指導に基づく集団登下校の実施

(4) 交通事故防止の徹底

(5) 始業時刻及び終業時刻の変更による安全の確保及び保護者への連絡の徹底

(6) 除雪機械器具による事故などの危険防止

3 校舎などの保全対策

(1) 校舎、図書館などの文教施設については、所管施設の構造及び耐久度を考慮し、早めに除雪する。

- (2) 重要文化財旧橋本家の除雪については、宝慶寺（寺院）からの通報により除雪班を派遣する。
- (3) 防火対策として、電気や消防設備の点検管理の指導徹底を図り、消火活動が容易になるよう努める。
- (4) 積雪及び除雪により避難路が支障とならないように適切な措置をとる。

4 学校給食材の確保

積雪のために、給食が滞らないよう各学校は、関係者と連絡を密にするとともに給食材の運搬路を確保する。

電 力 対 策

北陸電力送配電株式会社 奥越配電センター

(フリーダイヤル0120-837-119)

雪害による停電事故の未然防止と、早期復旧について次の対策を実施する。

1 未然防止対策

- (1) 送・配電線の重要部分の巡視を強化して不良箇所の早期改修、補強など適切な対策工事を実施する。
- (2) 送・配電線に接近する樹木の早期伐採を実施する。
- (3) 多量積雪時は、発電電所機器周辺の除雪を早めに実施する。

2 早期復旧対策

- (1) 復旧連絡を確保するため、機動車、無線基地局、移動無線機器、保安電話、非常電源などの点検整備を実施する。
- (2) 関係機関との連携を密にして、気象情報を早期に把握し、的確な復旧体制を確立する。
- (3) 広範囲にわたる事故発生など、非常事態には非常体制をとる。
- (4) 事故復旧人員の動員体制を整備する。
- (5) 事故復旧時間の短縮と停電区域の縮小にあたる。

電気通信対策

N T T 西日本株式会社 福井支店

(電話0776-52-3031)

冬期積雪時における電気通信サービスの確保については、次のとおり対処する。

1 屋外設備保守対策

- (1) 雪崩発生のおそれがあるルートのパトロールを強化し、災害の未然防止に努める。

2 屋内設備保守対策

- (1) 各ビル及び交換所の巡回特別点検を積雪期前に実施する。

3 通信途絶防止対策

- (1) 豪雪地域における通信の途絶を防止するため、次の区間は、通信回線の2ルート化を実施している。

- ・大野ビル — 勝山ビル
- ・大野ビル — 阪谷交換局
- ・大野ビル — 上庄交換局

- (2) 災害対策機器の特別点検を積雪期前に実施するとともに、万一通信が途絶する事態になった場合は、衛星などを利用した災害対策機器の運用を行う。

情報収集対策

大野市地域づくり部防災防犯課

(電話64-4800)

降積雪時における情報収集は、大野市地域防災計画によるもののほか、次のとおりとする。

1 情報収集責任者

- (1) 雪害対策本部設置前における情報収集責任者はそれぞれ所管課長とし、重要な情報については防災防犯課長に報告するものとする。
- (2) 雪害対策本部設置時における情報収集責任者は防災防犯課長とし、防災関係機関、交通機関、庁内各課長、地区情報連絡員（各公民館長）などと密接な連絡をとり、あらゆる情報を的確に把握するものとする。

2 地区情報連絡員

- (1) 雪害対策本部を設置したときは、各地区（９地区）に情報連絡員を置く。
- (2) 情報連絡員には、各公民館長を充てる。
- (3) 情報連絡員はおおむね次の事項について区長、民生委員などと連絡をとり、情報を収集し、必要の都度、防災防犯課長（市所管道路の除雪状況については建設整備課長）に連絡するものとする。

ア 雪による死者及び負傷者の状況

イ 家屋などの倒壊などの状況

ウ なだれの発生及び発生のおそれのある箇所についての情報

エ 床上浸水、床下浸水及び水路から水があふれた状況

オ ひとり暮らし高齢者世帯などの屋根雪下ろしなどの状況

カ 孤立集落の状況

キ 市所管道路の除雪の状況

ク その他雪害対策について必要な情報

- (4) 雪害対策本部設置前の措置

各公民館長は、雪害対策本部設置前においても、常時各地区内における情報を収集し、重要な情報については、防災防犯課長に連絡するものとする。

また、除雪対策本部実施部長（建設整備課長）の要請に基づき、市道の除雪状況について情報を収集し、同部長に報告するものとする。

雪害対策に関する庁内体制の確立

大野市地域づくり部防災防犯課

（電話64-4800）

降雪が続いて相当量の積雪となり、災害が発生し、又は発生が予想される場合は、次の基準に基づき、大野市雪害対策本部などを設置し、その対策に万全を期すものとする。

- (1) 雪害対策本部設置基準

観測地点（大野市友江）における積雪が150cm以上に達し、雪害が発生若しくは予想される場合で市長が必要と認めたとき、又は市長が特に必要と認めたとき。

- (2) 豪雪対策本部設置基準

観測地点（大野市友江）における積雪が200cm以上に達し市長が必要と認めたとき。

住民に対する要請事項

【大野市】

- 1 水路への排雪は、機械での大量投入はできるだけ避けるとともに、流雪能力に応じて処理し、緊急時に備え使用可能な状態を保つこと。
- 2 水があふれたことによる二次災害防止のため、同一水路への排雪は関係区協議のうえ、相互連絡調整のもとに排雪すること。
- 3 流雪溝の使用中は、赤旗などの目印を設け、危険防止を図るとともに使用後は転落防止と除雪車による破損を防ぐため、蓋を元どおり路面と同じ高さに戻すこと。
- 4 市街地水路の水門操作は、関係区が協議のうえ、自主的に管理すること。
- 5 道路上に下ろした屋根雪は、交通の支障にならないよう速やかに除去すること。
- 6 特に、冬期間は、道路上に自動車、その他の物件を放置しないこと。
- 7 道路上に倒伏などのおそれのある樹枝、竹などは、交通及び機械除雪に支障がないよう事前に処理すること。
- 8 冬期間、勤務などに利用する自家用車は、極力相乗りに努めること。
- 9 除雪道路沿いの裏作農地には、耕作者が赤色の布などによる目印を表示すること。
- 10 消火栓及び防火水槽の除雪は、非常時に備え、所轄地区において常に使用できるように努めること。
- 11 降雪前に水路の清掃を実施して地区ぐるみで流雪効率の向上に努めること。
- 12 計画的屋根雪下ろしの実施に努めること。
- 13 空き家、空き工場などの所有者、管理者は責任をもって、早めに屋根雪下ろしをすること。特に、通学路にある建物は、早めに屋根雪下ろしをすること。
- 14 除雪及び排雪中の住民の協力
 - (1) 排雪運搬機械付近の通行の際は、十分に注意すること。
 - (2) 屋根雪及び民地内の雪については道路に搬出しないこと。
 - (3) 道路付近の構造物（例えば、地蔵、車庫〔特に冬期用臨時車庫〕、樹木、農作業具などの仮置、その他）には明確な表示（例 赤旗など）をすること。
- 15 排雪指定箇所以外の箇所には、ダンプ・重機などによる排雪は行わないこと。
- 16 ごみの収集作業が円滑に行われるようごみステーション周辺の除雪を行うこと。
- 17 家の間口の前の除雪などを行い、歩道除雪の協力をすること。
- 18 大雪が予想される際は、自動車等の燃料を予め満タンにする、灯油を多めに買いおくなど燃料切れの予防策を行うこと。また、各家庭において食料を備蓄すること。
- 19 家屋の周囲に雪囲いを設置する場合は、屋外への2方向避難ができるように努

めること。

2 0 屋根雪下ろし・排雪に係る事故には十分注意して作業を行うとともに、屋根雪下ろしや積雪などによるLPガス漏えいや危険物漏えい等の事故防止に努めること。

2 1 大野市地下水保全条例に基づき、融雪のため地下水を使用しないこと。

【北陸電力送配電株式会社 奥越配電センター】

- 1 屋根雪下ろしなどは、電線に触れたり、雪を直接電線に当てないように注意をお願いしたい。
- 2 電力設備の異常や電線の断線を発見したとき、又は除雪作業などにより電力設備を損傷させた場合、直ちに北陸電力送配電(株)まで連絡をお願いしたい。なお、断線した電線は、危険であることから、絶対に近づいたり触れたりしないようお願いしたい。
- 3 電力の復旧作業及びパトロールに出動する車両の優先通行をお願いしたい。
- 4 除雪車による作業は、電柱・支線に当てないよう注意をお願いしたい。
- 5 地上機器が設置されている場所（特に六間通り）には、除雪した雪を積み上げないようにお願いしたい。

【問合先】 ネットワークサービスセンター（24時間受付）

（フリーダイヤル） 0120-837-119

【NTT西日本株式会社 福井支店】

- 1 屋根雪下ろしの際は、ケーブル及び引込線にあたらないようにするとともに、保安器（ヒューズ箱）が埋れないよう協力をお願いしたい。
- 2 電気通信設備の復旧及びパトロールに出動する車両の通行優先に協力をお願いしたい。
- 3 除雪車による作業の際は、電柱・支線に当てないよう注意をお願いしたい。
- 4 引込線などの断線・垂れ下がりを発見した場合、倒木などによる電気通信設備（ケーブルなど）への異常を発見した場合、電気通信設備に損傷を与えた場合、及び

通信ケーブルに接近している樹木などを伐採する場合は以下まで連絡をお願いしたい。

【問合先】（24時間受付）

（局番なし）

1 1 3

（ひかり電話・携帯電話・PHSからは） 0 1 2 0 - 4 4 4 - 1 1 3

（Webからは）

<https://www.ntt-west.co.jp/trouble/>

【西日本旅客鉄道株式会社 越前大野駅】

- 1 JR越美北線沿線でなだれや倒木が発生し、住民が発見した場合には、JR西日本お客様センターに連絡をお願いしたい。
※ JR西日本お客様センター電話0570-00-2486（受付時間9:00～19:00）
- 2 降雪時のJR越美北線の運行状況について、住民から問い合わせを行う場合には、JR西日本お客様センターをお願いしたい。（「JR西日本列車運行情報」アプリも活用のこと）
- 3 踏切では、必ず一旦停止して、安全を確認すること。
なお、冬期間は、通行制限を設けている踏切もあるので、注意すること。

【奥越土木事務所】

- 1 道路の際で倒木が起きると道路が通行できなくなるため、所有者は、降雪前に危険な樹木を伐採すること。
- 2 倒木が発生した場合には、市を通じ所有者へ連絡調整するが、交通障害が発生している場合には早急な対応が必要であるため、連絡前であっても切断、仮撤去することとする。なお倒木の最終処分は、所有者の責任により対応すること。
- 3 冬期の歩道は県民の除雪協力が不可欠であり、県では、「みどりのスコープひとかき運動」と題して、管内12箇所のバス停や交差点に緑色のスコープを設置するので、歩道除雪に協力すること。また、通学路の確保や消火栓・防火水槽が雪で埋没しないよう、地域で協力して除雪すること。
- 4 屋根雪下ろしをする場合は、落下防止対策を行うとともに、体調に気をつけること。道路上に下ろした（落ちた）屋根雪は、交通の支障にならないよう速やかに除

去すること。

- 5 流雪溝に一気に投雪を行うと、道路が冠水し道路交通に支障を及ぼす場合があるため、時間差を設けて投雪するよう地域住民が協力し合うこと。また、流雪溝の使用中は、赤旗などの目印を設け、危険防止を図るとともに使用後の蓋を元どおり路面と同じ高さにすること。
- 6 転倒、スリップ事故など、冬の道路は事前の心構えが大切であるため、事前にインターネットができるパソコンやスマートフォンで確認すること。福井県のホームページにて、冬期間、県内の道路状況画像や路面温度情報が確認できる。

みち情報ネットふくい

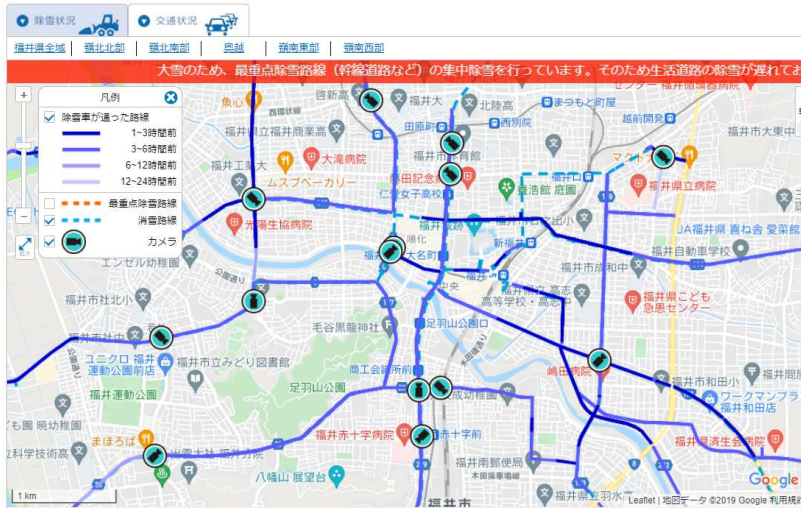
福井県のホームページにて、県内の道路状況画像や通行規制情報を提供しています。

冬期間は、除雪状況や路面温度、積雪観測などの情報が確認できます。冬の道路は、転倒、スリップ事故など事前の心構えが大切です。

お出かけ前にインターネットができるパソコンや携帯電話にてご確認ください。

○提供期間：令和7年11月7日～令和8年3月31日（冬期バージョン）

○URL：<https://www.hozen.pref.fukui.lg.jp/hozen/yuki/> QRコード→



除雪に関する問い合わせ先

除雪担当事務所（課）	連絡先	担当市町
福井土木事務所道路第一課	0776(24)5111	福井市、永平寺町
三国土木事務所道路課	0776(82)1111	あわら市、坂井市
奥越土木事務所道路課	0779(66)1221	大野市、勝山市
丹南土木事務所道路課	0778(23)4971	越前市、南越前町、池田町
丹南土木事務所 鯖江丹生土木部道路課	0778(34)0464	鯖江市、越前町
敦賀土木事務所道路課	0770(22)4663	敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)
小浜土木事務所道路課	0770(56)5951	若狭町(旧上中町)、小浜市、おおい町、高浜町

令和7年度大野市雪害対策計画書

発行 令和7年11月
編集 大野市地域づくり部防災防犯課
〒912-8666 福井県大野市天神町1番1号
(電話) 0779-64-4800 (FAX) 0779-66-7708



大野市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。